

令和4年度  
第2回 文京区基本構想推進区民協議会  
基本政策2  
「健康で安心な生活基盤の整備」

日時：令和4年10月19日（水）

18時30分～20時35分

場所：文京シビックセンター24階 区議会第1委員会室

文京区企画政策部企画課

令和4年度第2回文京区基本構想推進区民協議会  
基本政策2 「健康で安心な生活基盤の整備」  
会議録

「委員」	会	長	辻	琢	也
	委	員	白	土	正
	委	員	坂	田	賢
	委	員	武	長	信
	委	員	岩	淵	智
	委	員	田	辺	里

「幹事」	企	画	政	策	部	長	大	川	秀	樹						
	福	祉	部	長	竹	越	淳									
	地	域	包	括	ケ	ア	推	進	担	当	部	長	鈴	木	裕	佳
	企	画	課	長	横	山	尚	人								

「関係課長」	福	祉	政	策	課	長	福	澤	正	人						
	高	齢	福	祉	課	長	進	憲	司							
	地	域	包	括	ケ	ア	推	進	担	当	課	長	宮	部	義	明
	障	害	福	祉	課	長	橋	本	淳	一						
	生	活	福	祉	課	長	大	戸	靖	彦						
	介	護	保	険	課	長	阿	部	英	幸						
	国	保	年	金	課	長	中	島	一	浩						

○**社会長** それでは、オンタイムで皆さんそろいましたので、基本政策2「健康で安心な生活基盤の整備」の2回目の協議会を始めたいと思います。

それでは、最初に委員の出欠状況、それから配付資料等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○**横山企画課長** それでは、まず委員の出欠状況についてご報告いたします。本日、下田委員から欠席のご連絡をいただいております。欠席については以上でございます。

また、幹事の出席でございますが、本日の協議内容に係る部長ということで、2名の部長をご紹介します。

竹越福祉部長でございます。

○**竹越福祉部長** どうぞよろしくお願いいたします。

○**横山企画課長** 鈴木地域包括ケア推進担当部長でございます。

○**鈴木地域包括ケア推進担当部長** よろしくお願ひいたします。

○**横山企画課長** また、その他関係する課長についても出席をしておりますが、ご紹介は省略とさせていただきます。

続きまして、本日、配付をしております資料の確認をさせていただきます。お席のほうに置かせていただきましたが、本日の次第が1枚、また座席表が1枚の2枚をお配りさせていただいております。

また、本日使用する資料といたしまして、ご持参いただいているかと存じますが、まずは「文の京」総合戦略の冊子、こちらが1冊、また、資料第5号、「文の京」総合戦略進行管理令和4年度戦略点検シートという厚いホチキスどめのものが1冊、それから、資料第6号、「文の京」総合戦略進行管理令和4年度行財政運営点検シートといった資料が1冊、以上になります。

お手元に資料がない方がいらっしゃいましたら、挙手にてお申し出いただけますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

なお、本日会場には、お席のほうにマイクのご用意がございます。マイクにつきましては、発言の際、お手元のちょうどマイクの棒の出ている手前に横長のボタンがございます。こちらのボタンを押して、赤いランプがつかますので、そちらをご確認の上、ご発言くださるようお願いいたします。また、発言が終わりましたら、同じボタンをもう一度押していただいて、マイクのオフのほうをご協力ください。

○**社会長** それでは、本日の審議に入ります。

まず最初に、前回の宿題になっていました路上喫煙ですね、この件につきまして、事務局より回答をお願いします。

○**横山企画課長** それでは、前回、ご質問いただきました路上喫煙の対応状況について、所管課である環境政策課からの回答を読み上げさせていただきます。

喫煙等禁止周知啓発キャンペーンについてでございます。こちらにつきましては、白土委員に

ご指摘をいただきましたとおり、現在は文京区シルバー人材センターに委託をして、実施しております。活動内容につきましては、歩行者に対する喫煙マナー向上の呼びかけや、メッセージ付きのポケットティッシュの配布、また、吸い殻拾いなどを行っております。今年度の取組につきましては、令和2年度に文京区内全域の屋外の公共の場所での喫煙を禁止したことを踏まえまして、本年度は区内の地下鉄の駅の周辺で、年間を通して15日間、21か所の啓発活動を予定しているところでございます。また、実施に当たりましては、地元の町会や事業者、またボランティアの皆さんのご協力をいただきながら啓発活動を行っているということでございます。

ご報告は以上でございます。

**○社会長** よろしいですかね。

それでは、前回の主要課題の審議の続きを行います。

本日は主要課題の14から25、それから行財政運営に関する項目が4つということになっています。予定終了時刻としては、前回と同じ8時半をめぐり考えておりますので、とりわけ説明者におかれましては時間管理にご協力いただくようお願いいたします。

進め方ですが、今日は全体を大きく二つに分けてご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

まず最初に、主要課題14から20まで、一旦説明していただいて、その後、皆さん、お一人ずつご意見をいただこうと思っております。

それから、その次は、主要課題21から25、そして行財政運営、これを同じく一括に説明していただいて、その後、皆さんのほうから一括に質問、ご意見をいただくという形で進めたいと思っております。

それでは、まず最初に主要課題14から20までになります。資料第5号ですね、これの該当ページを見ながら、お聞きいただけたらと思っております。

関係の部長の方、説明をお願いします。

**○鈴木地域包括ケア推進担当部長** それでは、地域包括ケア推進担当部長よりご説明申し上げます。

資料第5号、50ページをお開きください。主要課題14、介護サービス基盤の充実についてです。こちらの項目は、介護保険施設や事業所の整備、また介護人材の確保・定着について記載した項目になっております。

それぞれの事業を実施する中で、51ページの下のところにあります、社会ではどのような動きがあったかの部分ですが、コロナ禍におきましては介護職員の処遇改善が問題になりまして、その改善を図るため、国において介護職員の収入を3%程度ベースアップする動きがございました。また、新型コロナウイルス感染症の影響による介護サービス基盤への影響について注視する必要があると考えております。

次のページにお進みください。3、成果や課題は何かについてご説明申し上げます。始めに、高齢者施設・介護サービス事業所の整備についてですが、小日向二丁目旧財務省小日向住宅跡地

の特別養護老人ホーム等の整備につきましては、活用案の作成を今進めておりますが、国との協議に時間を要している状況です。また、区が建設した特別養護老人ホームにつきましては、順次、大規模改修を実施しております。現在は、文京くすのきの郷大規模改修工事を実施しております。こちらにつきましては、入居者が施設にいたままで工事を行っており、運営への影響を最小限に抑えながら進めております。次には、文京白山の郷改修工事を予定しておりますが、こちらもどのような方法がいいか、実施方法等を検討していきます。さらに、介護保険の地域密着型サービス事業所につきましては、令和3年度に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業実施予定者の公募を行いまして、4年度に1事業者が開所予定となっております。

次に、介護事業従事者の確保・定着です。こちら、実施しました研修終了後に、介護事業所等への就労には残念ながらつながっておりませんが、4年度からはさらに内容を深めた研修を実施して、マッチングにつなげてまいりたいと考えております。また、シルバー人材センターの介護施設お助け隊という事業がございまして、こちらは座学の研修と施設への有償インターンを実施して、会員を育成しており、こちらで育成した会員の皆様が、それぞれの介護施設のお助け隊として活躍をされていまして、年間の累積就業時間が過去最大となり、介護施設における人手不足の解消の面でも成果を上げている状況です。

同じページの4、今後の展開についてご説明します。介護サービス基盤の充実につきましては、計画事業を着実に実施してまいります。また、介護事業者の確保・定着につきましては、制度改正や社会情勢の変化も考慮して、内容も見直しながら研修を実施してまいります。

次のページにお進みください。主要課題15、在宅医療・介護連携の推進について記載されております。こちらの項目は、高齢期に医療や介護が必要になっても、在宅で必要なサービスが受けられる体制整備について記載したものになってございます。

55ページにお進みください。成果や課題についてご説明します。在宅療養を支える多職種による連携体制の強化につきましては、区と協定を結んでおります東京大学高齢社会総合研究機構と連携しながら、介護サービス事業者等へのヒアリング等を実施し、現状の課題の把握・分析を行いました。また、ICTを活用した多職種ネットワークシステムにつきましては、ユーザー登録数や患者グループ数が増加し、在宅療養、お家で療養されている方たちですね、に関わる関係者の情報共有や連携が進んでおります。

同じく55ページの4、今後どのように進めていくか（展開）の部分です。在宅医療・介護連携につきましては、東京大学高齢社会総合研究機構と連携し、24時間在宅ケアシステム構築に向けた施策の検討を進めていきます。地域医療の推進に向けては、退院支援ガイドマップの改訂を行い、区民の退院後の在宅療養生活における不安の一層の解消を図ってまいります。

次のページ、56ページにお進みください。主要課題16、認知症施策の推進です。2、社会ではどのような動きがあったかというところについて説明いたします。令和3年4月に介護保険法が改正され、教育・地域づくり・雇用等の他の分野の関連施策との連携など、認知症施策の総

合的な推進に関する事項が追加されています。また、国が介護保険事業費補助金を拡充しております。

次の57ページにお進みください。成果や課題は何か（点検・分析）について説明します。本人や家族を支える地域のネットワークづくりでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、認知症カフェや認知症家族交流会、介護者教室等については可能な限り実施し、認知症の本人や家族を支えました。また、普段から認知症の本人等が地域で身近に通うことのできる居場所づくりに向け、地域を支える区民の理解や協力が必要となっています。

次に、切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくりでは、令和3年度から地区医師会と事業者と協働して約1万1,000人を対象とした認知症検診事業を実施し、認知症の早期の気づきの支援や検診から検診後の必要なフォローまで、切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくりを推進しました。

同じページの4、今後の展開です。認知症検診事業につきましては、より効果的な事業実施に取り組むとともに、ふだんから認知症の本人等が地域で身近に通うことのできる居場所づくりに向けて、認知症サポーターに活躍の場を提供するとともに、ボランティア活動の取組を推進します。

次のページ、58ページにお進みください。主要課題17、介護予防・地域での支え合い体制づくりの推進を記載してあります。この項目は、元気高齢者の活躍や介護予防、生きがいつくりについて記載した内容になってございます。

59ページにお進みください。社会での動きについてご説明します。新型コロナウイルス感染症拡大により、外出を控え、人との対面がしづらい状況にありました。高齢者をはじめとして他者と直接会う機会が限られる方もおり、気分の落ち込みが続いていることが懸念されています。いわゆる、コロナフレイルと呼ばれるような現象です。

次のページにお進みください。成果や課題についてご説明します。始めに、介護予防の推進・活動の場の充実について説明します。文の京介護予防体操については、介護予防対策を徹底した申込制・短縮プログラムが定着して実施できました。また、LINEを活用した高齢者向けの情報プラットフォームの構築などを通して、介護予防の活動を展開しております。フレイル予防プロジェクトについては、本格的なフレイルチェックを再開し、参加者自らが兆候を確認し、情報を得る機会の充実を図りました。一方、フレイルチェックでリスクが高いとされた方へのフォロー体制が求められています。なお、区から前期高齢者に送付いたしております健康質問調査については、実施間隔を短くし、奇数年齢を対象に実施することにしました。

社会的役割を担うことによる生きがいつくりでは、ふれあいいいききサロンや「かよい〜の」については、社会福祉協議会において活動方法を共に考えたことで、コロナ禍であっても多くの団体が活動を継続できました。また、フレイル予防プロジェクトにつきましては、区民ボランティアによるフレイルサポーターの募集を2年ぶりに行い、啓発活動に積極的に取り組むとともに、

地域に密着した展開を図りました。

同じページの4、今後の展開です。介護予防の推進・活動の場の充実に向けては、民間フィットネスクラブと連携し、気軽に楽しめるフィットネス教室などを実施しています。加えて、高齢者向けのスマートフォン講習会を実施し、デジタル化が進展する社会においても、元気高齢者が円滑に社会参画できるよう、必要なスキルを提供してまいります。

私からの説明は以上となります。

**○竹越福祉部長** それでは、次に主要課題18、地域包括ケアシステムの深化・推進④、高齢者の居住安定の支援についてご説明いたします。資料の62、63ページをご参照ください。

ここでは、文京すまいるプロジェクトの推進事業を通じて、高齢者の住宅の確保、入居支援や入居者の見守り体制の拡充に取り組んでまいりました。今後も居住支援協議会や不動産関係団体との連携の下、より一層、事業の普及を推進するとともに、家主の不安解消や理解促進に向け、見守りサービス等について引き続き周知を図ることで、高齢者の住まいの確保と居住の安定に努めてまいります。

次に、主要課題19、高齢者の見守りと権利擁護についてご説明します。64ページから66ページをご参照ください。

ここでは、ハートフルネットワーク事業、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）の充実、高齢者緊急連絡カードの設置、高齢者等見守りあんしん電話事業、成年後見制度利用支援事業、文京ユアストーリー、以上六つの事業を通じて、支援が必要な高齢者に対して地域の見守り、支え合いの体制強化や、高齢者の虐待防止や、成年後見制度の普及に取り組んでまいりました。今後も高齢者等の見守りあんしん電話事業、ハートフルネットワークの協力機関等との連携により、地域の見守り体制の強化を図ってまいります。また、文京ユアストーリーについては、利用者の安心が図られる安定したサポートを提供してまいります。さらに、権利擁護については、引き続き中核機関における取組を通して、地域における連携、ネットワークを強化し、支援を必要とする方に寄り添った支援を行ってまいります。

前半最後に主要課題20、地域共生社会を目指した総合的・包括的な相談支援体制の整備についてご説明いたします。68ページから71ページをご参照ください。

ここでは、地域づくり推進事業、小地域福祉活動の推進、ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業、文京区版ひきこもり総合対策、生活困窮者自立支援相談事業、以上五つの事業を通じて、複合化、複雑化した世帯の課題に関係機関が連携して対応する相談支援体制を構築してまいりました。また、複合的な要因によるひきこもり、いわゆる8050問題に対応するため、多様な相談窓口や関係機関の連携による支援体制を構築してまいりました。今後も、多機能な居場所については、地域福祉コーディネーターが既存団体等からの相談に応じてまいります。また、ヤングケアラーについては、研修等を通じて支援体制を整え、連携を強化してまいります。さらに、ひきこもり対策の推進については、引き続き8050問題や若年層への対応を図っていくほか、近

隣自治体との広域連携支援も行ってまいります。

説明は以上です。

○**社会長** それでは、皆さんのほうからご意見、ご質問をお願いします。いかがでしょうか。どうぞ。

○**岩渕委員** 委員の岩渕です。

私は今、働いている病院で、地域包括ケア病棟で働かせていただいているんですけども、ここに書いてあることって本当にやっていかなきゃいけないし、病院でももちろんやっていかなきゃいけないですし、地域でももちろんやっていかなきゃいけないんですけども、ちょっと気になったのが、認知症の人、主要課題16の認知症施策の推進のところで、3の成果や課題は何かのところの、ふだんから認知症の本人が地域で身近に通うことのできる居場所づくりってあるんですけど、自分が現場で働いていて思うのが、認知症の人は自分が認知症ってほとんど思っていないのと、思いたくないのと、家族も認めたくないのと、家族もこれは年相応の認知力の低下だろうというふうに思ってしまうんですね。なので、この文面も認知症の本人等がって書いてあるんですけども、自分自身が、あなたは難病ですというふうに言われて、難病ですって認めたくないところもあると思うので、この文面はちょっとどうなのかなというふうに思っています。私なりに考えたのが、そういうふうに認知症と思う節がある方々が通うことのできる居場所づくりというふうにしてもいいのかなとちょっと思いました。

以上です。

○**社会長** 事務局、いかがですか。

○**宮部地域包括ケア推進担当課長** 地域包括ケア担当課長のほうからご説明させていただきます。

地域包括ケア担当課長の宮部と申します。よろしくお願いたします。

確かに今、岩渕委員がおっしゃいましたとおり、認知症の人とか、ご家族も含めて、やっぱり認知症って根治治療がないものでありますので、やはりそういったことで不安になるというようなことであるとか、あとは認めたくないというような方は確かに多いのかなというふうに思っております。認知症のある方、認知症と思われる方に、居場所のほうに、来ていただくということは、確かに認知症カフェとかをやっているんですけど、なかなかやっぱり認知症のご本人がいらっしゃるというようなことはなくて、あと若年性認知症の方ですと、シエル・ブルーという社会福祉協議会と一緒にやっているような取組がありまして、そういったところには今3名の方が参加されています。認知症カフェのほうにも当事者の方というのはなかなかお見えになる機会はないんですけど、ご家族とかそういった方がお見えになっているという状況もありますので、今おっしゃいましたような、言葉の言い回しとか、その辺も気をつけながら記載をしていきたいなというふうに思っております。

○**社会長** ありがとうございます。

それでは、武長さん。

○武長委員 公募委員の武長です。

シートでいうと、主要課題18番です。先の話とちょっとつながっちゃう話なんですけど、文京すまいるプロジェクトの推進ということで、75番の事業として挙がっているんですが、すまいるプロジェクトって高齢者だけじゃなくて、障害者とか独り親も入居対象世帯に入っていたと思うんですが、障害者とかのほうの実績って、後半に載っているページってありましたっけ。すみません、ちょっと把握し切れていないので、もしあったらご指摘いただきたいと思っています。

○福澤福祉政策課長 福祉政策課長、福澤と申します。よろしくお願いたします。

今、委員からご指摘いただいたのは、すまいるプロジェクトの障害者の実績ということでよろしいでしょうか。

○武長委員 はい、そうです。

○福澤福祉政策課長 ちょっとすみません、お時間をいただいてよろしいでしょうか。

○武長委員 お願いします。

○鈴木地域包括ケア推進担当部長 私からも発言、よろしいでしょうか。

○社会長 お願いします。

○鈴木地域包括ケア推進担当部長 高齢者のほうで、地域包括ケアシステムという概念がありまして、その中でどうしても核となるのが、まず本人がどこで暮らしていけるか。いわゆる地域で高齢者の方がずっと住まわれていくということでは、住まいがあって、そこから介護予防があったり、介護の問題があったり、生活支援があったりという、そういうイメージがあるんですね。なので、すまいるプロジェクト自体は、おっしゃるとおり障害とかほかの住宅確保要配慮の方も含んではいるんですけれども、ここの概念の整理が、高齢者の地域包括ケアという側面から整理しているので、ここのところにストレートに載っているのは、高齢者の視点で掲載してしまっている。ただ、おっしゃるように、すまいるプロジェクトはほかの方も対象にしているというところはございます。

○武長委員 ありがとうございます。すまいる住宅とはって、今ホームページを見ているんですが、住宅の確保に配慮を要する高齢者・障害者・独り親世帯の入居を拒まない民間賃貸住宅としてということで事業を立ち上げになっていると思いますので、ご指摘があった点はもちろん分かるんですが、ここは高齢者のページなんですけど、障害者のところとしての、障害者への居住対策としての評価というものも、文京すまいる住宅の推進というところの広い意味では、当然、定義に含まれると思うんですが、そこについての評価がどこに載っているかという質問です。

○社会長 事務局のほういかがでしょうか。

○竹越福祉部長 区のほうで、文京の社会福祉という数字を公的にまとめて出しているものがあるんですけれども、そこの中では独り親、高齢者、障害者共通という形で数字を出していますので、ここの数字はその共通の数字が出ていますから、基本的に、細かな数字というのは、調べれば出てくるんだと思います。

○福澤福祉政策課長 すみません、遅くなりまして。障害者、高齢者はこちらに書いてあるように12件の成約件数がありまして、障害者については、令和3年度は2件の成約があったというところでございます。

○武長委員 ありがとうございます。その障害の内訳も伺ってよろしいでしょうか。

○福澤福祉政策課長 障害の内訳については、申し訳ございません、そこまで細かい資料が今手元にはないのでございますので、後ほど調べてお答えするという形でよろしいでしょうか。

○武長委員 ありがとうございます。

ちょっともう一点、文京区的生活保護の住宅扶助の限度額っておいくらでしょうか。

○大戸生活福祉課長 生活保護の住宅扶助につきましては、単身世帯、また二人世帯、三人世帯ということで基準額が変わってきますが、単身世帯の場合は5万3,700円が上限となっております。

○武長委員 お答えありがとうございます。文京すまいるプロジェクトですね、今、登録住宅の一覧を見ているんですけども、多分、安い順に載っていて、高いのは10万5,000円というものもあるんですけど、家賃が一番安いのは6万9,000円で、共益費5,000円なんですよね。いろいろちょっと仕事柄、福祉関係の、特に精神障害の方とかを支援している方と関わると、非常にすまいるプロジェクトは使い勝手が悪いと。住宅扶助の範囲内で借りられないんですよ。障害の方って結構、生活保護の状態に陥っている方もいて、事実上そういう方の支援としてこの制度は機能していなくて、やっぱり成約件数も、高齢の方と比べると少ないですよ。さっきご指摘いただいて、2名ですもんね。精神障害の方もなかなかそこに含まれているとは、ちょっと言いにくいのではないかと思うんですけども、この点に関して、実は前回の基本構想でもご指摘させていただいて、そのときは制度面からちょっと検討していただくというお話をたしかご回答いただいたと思うんですが、この点、やっぱりなかなか借りにくいというところで、なかなか普及しないんじゃないかという点について、どのような経緯、これまで検討があったかということの、検討のプロセスだけでもご共有いただければありがたく存じます。

○社会長 事務局、お願いします。

○福澤福祉政策課長 福祉政策課長、福澤です。

すまいるプロジェクトについては、まず高齢者、障害者などが住居を探しているときに、高齢であるとか、障害を理由に断られることが多いところから、この制度を導入したところでございます。実際に高齢、障害の方々がお住まいを確保しやすいように、様々な条件の住宅を登録しようということで、区内の不動産関係の事業者ですとかに協力をいただいて、この間、どのような形で登録するのが、いろいろ幅広いものが必要であろうというようなご意見もいただいて、例えば登録の要件の緩和ですとか、そういったようなことも今、検討をしているところでございます。よりバリエーションの多い物件を登録していただくことによって、高齢者、それから障害者が入居しやすいような物件をどんどんこれから増やしていこうということで、これからそうい

った周知をますますしていこうというようなところで今、検討しているところでございます。

○**武長委員** ありがとうございます。検討、引き続き、ぜひ頑張ってください、予算的な意味からも、支援金というのは助成金ですかね、確保等の件も含めて、なお一層進めていただいて、医療支援者の方にも受け入れられやすい、当事者の方にも受け入れやすい制度に変えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○**社会長** 事務局、よろしいですか。

○**橋本障害福祉課長** 障害福祉課長の橋本と申します。

障害者の住まいに関してですけれども、文京区でも運営しています障害者地域自立支援協議会という会議の中で、障害者の居住について、一つの重要なテーマとして今年度、検討を進めているところでございます。補足として申し上げました。

○**大戸生活福祉課長** 補足、よろしいでしょうか。生活福祉課長の大戸でございます。

先ほど、武長委員のほうから生活困窮の方への住宅確保というところの視点も、障害をお持ちで生活困窮に陥っている方もいらっしゃいます。実は生活保護を利用される方につきましては、ケースワーカーが、実はとても理解を示してくれている不動産会社さんから情報を常にリアルタイムで、ファクス等で入手しているところがございます。そういった中で、もしそういった利用されるときに住宅に困難な方につきましては、側面的な支援ということで、私どもあっせんということではないんですけど、ご紹介をしてくれているところがございます。あと、障害者の方、やっぱりバリアフリー構造とか、様々なそういった住まいのスタイル、造りですね、そういったものも勘案しなきゃいけないんですけども、5万3,700円、なかなか生活の厳しい方もいます。そういった方は、まずはお住まいに住んでいただくことで、実は障害年金とか、そういった手当を支給されている方は、その分をちょっとプラスする形で、お住まいの確保というものに歩み寄ってしてきているところがございます。

以上です。

○**社会長** よろしいですか。事務局。

○**福澤福祉政策課長** すみません、先ほど障害の内容というところなんですけど、今ちょっと手元にないところなんですけど、その障害のお二方の内容について、こういった場でお伝えするのは、個人情報の関係もございますので、難しいかなというところでご勘弁いただければというふうに思っております。

○**社会長** よろしいでしょうか。それでは、その他、いかがでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○**田辺委員** ご説明どうもありがとうございました。委員の田辺と申します。

いくつかご説明いただいた中で伺いたい点と、あとちょっと感想めいて恐縮なんですけど、所感を申し上げたいと思います。

まず最初のところ、14のところですかね、主に施設設備のところがちよっと気になったというか、ちよっとご提案というか、私が情報システム関係の仕事をしているものですから、これは設備のほうで区立のホームの大規模改修がございましたということで、今後やりますということなんですけれども、例えば、今、民間の介護施設なんかですと、人手の問題なんかもありますので、ICTを利活用するというか、センサーを活用して高齢者の見守りの環境を整えていこうという動きもございます。今後の、次年度以降の事業の中で大規模改修というのもございますが、もしそういった設備関係で何かご検討いただけるのであれば、今まさに進んできているICTの利活用ということも、側面もご検討いただけるといいのかなと思って、お話を伺っておりました。

これに関連して、主要課題の15のほうで申し上げますと、成果や課題は何かという中に、多職種ネットワークシステムのユーザー登録が増加しているというふうにございます。こちらは質問になるんですけれども、この多職種ネットワークシステムというものがどういうものなのかが分かる資料があれば、ちよっと勉強させていただきたいと思いますので、どういったものなのか、どういう情報を取り扱っていらっしゃるのかということがご教示いただければと思います。やはり個人情報保護の観点から、適切なセキュリティー対策がなされているかというところで、内容が確認できればと思った次第でございます。

それから、LINEの活用の話があったかと思うんですけれども、高齢者の方ももう今は本当にSNSの活用というのが、お孫さんとの密なコミュニケーションを取るために、高齢者の方でもSNS、特にLINEなんかは活用されていらっしゃる方も非常に多くて頼もしい限りなんですけれども、片や、私も父で経験しているんですが、そういうやり取りができていうちはいいんですけれども、突然来なくなる、返信が来なくなる、既読にならないとか、それがもしかしたらちよっと認知機能の低下のサインかもしれないので、当然そういうものを活用できるようになるということを推進していくのと同時に、利用頻度が下がってきたらちよっと要注意ですねというようなケアの仕方もあるのかなと思って拝見しておりました。

それから、主要課題16番のところ、先ほど岩渕委員からもお話があったんですけども、家族の方とか、認知症の方が集まってお話ができるような場があるか。そもそもそういう方々が、認識がない中でどうやってそういう場の利活用を促進するかという話もあったと思うんですけれども、家族の方のケアが必要かなというところは、私もすごく強く感じております。これはもう釈迦に説法かもしれないんですが、海外のケアプランを立てるときの項目の中に、家族の方に対して、あなたの代替という大変なんですけれども、あなたにもし何かがあったときに、代わりに介護していただける方はどなたですかという形で、代わりの方というか、バックアッププランをきちんと立てましょうというような介護プランを立てるとするのは、たしかイギリスだったと思うんですが、そういうプランの作り方をしています。やっぱり家族の方が一番身近で介護に非常に重要な役割を果たされるんですけれども、その方が倒れてしまわないような、最初からそういうところもケアしていける、交流会というのをセットしていただくというのもそうなんです、

その家族の方がそういうところに行くということも、ある意味ポイント化していくというか、積極的に家族の方にも、発散する場を設けていただく。それがうまく活用していただけるという形に流れていくといいのかなと思って拝見しておりました。

すみません、ちょっと散漫になってしまいましたが、以上でございます。ありがとうございます。

**○社会長** 四つですね。センサー活用、それから多職種ネットワークシステム、それからSNSを活用したケアへの配慮の在り方、それから最後にケアプランにおけるバックアッププランの活用の仕方。

それでは、順次、事務局からお願いします。

**○阿部介護保険課長** 介護保険課長の阿部と申します。まず、14番のところのICT機器の活用のところでございます。こちらの51ページの真ん中の行財政運営のところの取組実績のところでも記載させていただいているところではございますけども、こういったICTの機器の活用については、介護サービス事業所のほうに専用のウェブサイトがございますので、そちらのほうで情報、そういう補助制度等をご案内するというところで活用のほうを呼びかけているところではございますが、その部分がなかなかご利用につながっていないというところは、こちらとしても認識しているところです。今回、特別養護老人ホームの改修に当たりましては、運営法人のご要望も取り入れながら、改修後も安定的な介護サービスが提供できるような、事業者にとっても運営がしやすくなるような部分での、そういったご意向も取り入れながら改修のほうを進めていきたいということで、今後もその方針で進めていきたいというふうには考えてございます。

**○宮部地域包括ケア推進担当課長** それでは、地域包括ケア担当のほうからご説明させていただきます。

まず多職種ネットワークのシステムなんですけれども、こちらはメディカルケアステーションというアプリを使ってできるもので、こちらは医師会とかそういったところも活用しているものですので、セキュリティーはその中での情報交換ができるという、個人情報も扱えるというような内容となっております。こちらは、チャットのLINE形式みたいになっていまして、それぞれ患者ごとに、対象者ごとにグループを作って、その方に招待された方だけがそこで参加して、会議を行うシステムになっておりますので、そこに招待されていない人は参照できないとか、そういったようなしっかりとしたセキュリティー対策を講じているものでございます。

あと、LINEの活用で、主要課題17番の60ページの、LINEを活用した介護予防推進・活動の場の充実というところの成果や課題とは何かというところですね。LINEを活用した高齢者向けの情報プラットフォームの構築という記載のところでもよろしいでしょうか。こちらにつきましては、LINEのアプリを使いまして、高齢者の方が、コロナ禍でリアルに現場の会場のほうに来られないというようなこともありますので、LINEを活用して、週2回ぐらいですね、介護予防に関するようなことを発信することによりまして、会場に来なくても介護予防がご

自宅とかでできるというような仕組みになっております。確かにLINEで既読にならないとか、そういったところで認知機能低下とか、いろいろなことが判断できていくのかなと思いますので、そういったところも含めまして、ICTの活用については今後も考えていきたいというふうに思っております。

それから、認知症の方が話し合う場や、家族ケアの関係ですけど、確かに今、高齢者あんしん相談センターのほうで家族交流会とか、あと認知症カフェとか、介護者教室とかそういったものを行っております、家族の方のケアといいますか、家族同士の悩みとかの共有というところを進めていますけども、確かにそういった方たちが今後いなくなったときに、その代わりはどうするんだとか、そういったようなことも確かにすごく不安になることかと思っております。そういったこともテーマにして考えられるような、交流の場づくりということも今後検討していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○**社会長** 田辺委員、いかがですか。

○**田辺委員** ありがとうございます。アプリのほうは、それはちょっとまたどんなものか見てみたいと思います。ありがとうございます。

○**社会長** それでは、一通りご意見をいただきましょうかね。坂田委員、どうですか。

○**坂田委員** それでは、社会福祉協議会の坂田です。

56ページの認知症施策の推進というところなんですけども、真ん中辺、1番のところ、67の⑥ですか、認知症検診というのが昨年度から始まっておりますけれども、私の勤務している社会福祉協議会が区民センターにありまして、認知症検診の会場に結構熱心に通われている方がいるなというふうに昨年度、見ていたんですけれども、会場に来られた方の特徴ですとか、例えば年齢層とか、そういったものが分かれば教えていただきたい。あと先ほど岩渕委員のほうからお話がありましたけども、認知症のご家族とか、ご本人もそうなんですけど、なかなか認めるのって結構難しいというか、私自身がもし受けようと思ったらちょっとためらうかなと思うんですけども、実際、参加された方の声というか、何か感想をもしお聞きであれば教えていただければと思います。

○**社会長** それでは、事務局、お願いします。

○**宮部地域包括ケア推進担当課長** 認知症検診事業につきましてのお尋ねでございますけども、こちら、委員がおっしゃいましたとおり、昨年度の新規事業として、区の重点施策として実施したものでございます。対象は55歳から75歳までの5歳ごとの節目の年齢の方を対象に、ご自宅で脳の健康度を測定できるツールというものを活用して、実施をいたしました。ご自宅でもできるんですけども、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、区民センターの会場でも認知機能の測定ができるというようなことで、検診事業というものを行いまして、会場のほうには442人の方が参加されまして、参加者の特徴としましては、55歳が全体の25%参加されていまし

て、次いで60歳と70歳が約20%ずつというような形で、一番若い55歳の方が多く参加されていたというのが特徴でございました。

参加された方の声としましては、自然と衰えていくのは仕方ないんだけど、鍛えることで認知症にならないために努力していきたいとか、あとは自己メンテナンスをしながら働ける自分をつくっていくためには、区でこのようなことをしてもらえると助かるというようなお声をいただいているところでございます。

以上でございます。

**○坂田委員** ありがとうございます。そうですね、55歳が多かったというので、私、近い年齢なので、ちょっとためらってはしまうんですけども、どうしても認知症というと高齢者のイメージがあるんですけども、そういった若い55歳とか、あと60歳ですかね、そういった方々に対しても通知をされていると聞いたので、やっぱり高齢期に入る前からこういった事業をされるのは啓発という意味でも非常に効果があるのかなと思いますので、今後ともよろしく願います。

**○社会長** 白土委員、いかがですか。

**○白土委員** 白土です。よろしく願います。

58ページにある認知症の件で、フレイルの講座が、今度はシビックで11月11日に開催されるんですね。ということで、本郷保健所のほうからパンフレットをもらって見ています。内容を見ると、定員は会議室の関係で30名。それから、年齢が65歳以上って書いてあるんですね。それを今見ると、もう今は増えていますから、家族の方も一緒に同席して、このフレイル予防の講座に参加できるようにしたらいいと思います。今回は1回目かな、なので当然、今後も2回、3回とあると思いますけどね。

あと、ちょっと毎週見えていますけど、区報には載っていますか。

**○進高齢福祉課長** はい。

**○白土委員** 載っていますか。このビラは保健所から頂きましたけどね。ということで、今後はできましたら、年齢を65歳以上というのをなしに、例えば家族であれば子どもさん、30歳でも40歳でも来てね、一緒にお話を聞いたらいいかなと思います。

以上です。

**○社会長** 事務局、願います。

**○進高齢福祉課長** 高齢福祉課長の進です。よろしく願います。

フレイル予防プロジェクトにつきましては、区の重点施策として始めてから今年で3年目になります。区報では、大体年2回募集をして、参加者を募っているんですけど、今までコロナ禍で、やはりなかなか制約があって、人数制限とか、あと内容も、口腔のチェックとかがなかなかできなかったんですけど、最近やっとその辺を少しずつ緩和しながらやっているところになります。

65歳の年齢制限を設けているんですけど、一方でフレイル予防プロジェクトってフレイルサ

ポーターという方々もいまして、それは区民の方が中心になって、そのフレイルチェックをやりましょうというふうな形を取ったものになります。健康寿命の延伸プラス、やはり地域を支える人材育成、それがひいては国が目指す24時間在宅ケアシステムというのがあるんですけど、最後、自分が望む場所で暮らし続ける、それが恐らくは大体自宅であろうと。そのときに、やはり独居の世帯の状況の中で、どうやって地域で暮らし続けるかという、やっぱり地域とのつながりがあれば生活支援にもつながるだろうと。そういう大きな目標の中で取り組んでおりますので、今いろいろご指摘をいただきましたけれども、もっと地域づくりにつながるような取組として、よりよく進めていきたいと考えております。

○**社会長** どうですか。

○**白土委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**社会長** その他、皆さんいかがでしょうか。

どうぞ。

○**武長委員** すみません、公募委員の武長です。

19番の主要課題についてです。64ページ、65ページです。特に64ページの79番の成年後見制度利用支援事業についてなんですが、この辺りについて、社会ではどのような動きがあったかというところで、65ページの2番のほうも見ていただきたいんですが、実は今年の3月25日に、成年後見制度利用促進基本計画の第二期というのが閣議決定されていまして、その中で、もう既に令和4年度から令和8年度まで、この計画に基づいて施策を実施していくということがうたわれています。その中で、市民後見人とか法人後見の育成とかを各自治体で頑張ってきていきましょうねというようなことがうたわれている状況になったので、この2番の社会での動きのところについては、その話を、成年後見制度利用促進基本計画の第二期の話を入れたほうがいいんじゃないかと思えますし、そこに伴って、この計画が出る前から、ほかの自治体では市民後見人の育成を実際にやっているところというのも多々あったわけですけども、この点について文京区の市民後見人育成のこれまでの活用実績と、あと今後の市民後見人育成に関する具体的な施策について、もう計画の期間が始まっていますので、今検討されている具体的な内容がありましたら、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○**社会長** 事務局、どうぞ。

○**福澤福祉政策課長** 福祉政策課長です。

市民後見人制度については、まだまだ私どものほうで検討しているというような状況でございまして、文京区についてはまだ市民後見人の制度を活用したという事例はないというような状況でございまして。昨年度、中核機関を社会福祉協議会に設置しておりますので、その中核機関の中でもどのようにして区民に対して周知をしていくかというようなところも含めて検討しているところでございまして、今後そういった形で区民に制度の利用について啓発していければというふうに思っております。

○武長委員 すみません、僕の質問は、市民後見人の養成をどういうふうにするかという話なんですけど、周知していくというのは何を市民後見との関係で周知していくんですか。

○福澤福祉政策課長 市民後見の制度自体を周知していくというところと、それから後見人の養成については、今どのように育成していくかというようなところ、検討しているところでございます。具体的なところはまだ決まっていないところではございます。

○武長委員 市民後見人の制度を周知していくということの意味がよく分からなかったんですけど、要するにあれですかね、市民後見人の養成、例えば研修とか養成するプロセスみたいなことを今、内部的に検討していると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○福澤福祉政策課長 はい、そのとおりでございます。社会福祉協議会と相談をして、どのように育成していくかというところを検討しているところでございます。

○武長委員 分かりました。よろしく申し上げます。

○社会長 どうですか、この19について、私も今、一番いろいろ考えるところが多くて、でもともかく文京区の場合は、もう主要課題の一つにちゃんと高齢者の見守りと権利擁護、このときから掲げられていたことは非常に私、先駆的で意味があると思うんですが、結局ここの施策の対象が、確かに後見人制度の活用もあるんですが、結局、特に独居で住まれているような高齢者の人が、民間で、自分でしっかりしなきゃならないところもあるんですが、いろんなところでだまされてしまうとか、それから後見人の制度が割と非常にしっかりできているので、これ以外のところの民間の人に頼って、その人に、何か結果的には逆にいいようにされてしまうとか、いろんなケースが複層的にあるんですよね。ですから、ここでもなるべく指標をつけて、それから相談件数も含めて、どうやって対処するかということ为先駆的に努力されてはいると思うんですが、ただ、かなり多面的で、しかし話を聞くと、地方の都市よりはやっぱり様々な民間事業者も多くて、独居が多い割には、地方で一人で住んでいる人よりは、何かだまされたり不利益を被ったりしているケースは少ないようにも思うんですけれど、しかし、その実態もよく分からないところがあって。したがって、一つの方法は、今言われた後見人制度、その他の活用なんですけど、それ以外も非常に多面的な問題があり得るので、これを全て行政でカバーしろということではないんですが、果たして文京区全体で、民で努力してもらおうところも含めてどういうカバーができるかということについては、最終的には住みよさに非常に関わってくるところなので、ぜひ頑張っしてほしいなというふうに思うんですが、どうでしょうね。何か事務局のほうで、もうちょっと広い観点からこの問題について何か分かっていること、検討していることがあったら教えていただきたいんですが。

○福澤福祉政策課長 ありがとうございます。やっぱり成年後見制度という制度自体の認知度もまだまだ十分でないというふうに思っているところでございまして、さらにはそれを、後見人を育てるというところまでは、これからというようなところでございます。

それから、大きなところでは、今、会長がおっしゃったように、様々な民間の支援機関なんか

と連携をして、トータル的に高齢者の見守りをしていかなければいけないというようなところは、そういう意味では文京区で様々な関係機関とのネットワークというのを高齢者部門や、障害者部門や、それから生活福祉部門や、様々な機関と連携して、ネットワークを作っておりますので、そういったところをさらに強化して、トータル的に見守っていく体制というのを強化していきたいと思っていますところでございます。

○**社会長** その他、いかがでしょうか。

○**武長委員** すみません、多分この部門では最後だと思います。主要課題20番です。20番の199の項目ですが、ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業ということで、これは先ほどのご説明でも連携を強化していくという話でしたけど、具体的にどんなことをしていくのかということがちょっと知りたいです。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**福澤福祉政策課長** ヤングケアラーについては、今年度、関係者連絡会というのを設置して、区の関係部署、それから、それぞれの支援機関の関係者で集まって連絡会というのを立ち上げたところでございます。ヤングケアラーについて、まだまだなかなか表面化しづらいというようなところがありますので、それぞれの連絡会の中で、それぞれの機関がヤングケアラーについて、より知るということで情報共有や研修などを今年度行っているところでございます。

○**武長委員** 連携強化するというのは、内部的に勉強会を開いて、ヤングケアラーに関する知識を学ぶという段階ということですか。

○**福澤福祉政策課長** 今年度については、そこのところを中心に、それとヤングケアラーを、広く区民の方々に存在を広く知ってもらおうということも今年度一つの重点課題としてやっているところでございます。

○**武長委員** ありがとうございます。そうすると、相談を啓発して、ヤングケアラーを例えば発見した人とか、ヤングケアラー的な問題を抱えた人を把握した人が相談する窓口の啓発も含めてということですかね。どこに相談したらいいかということを確認にすると、こういう趣旨ですか。

○**福澤福祉政策課長** そういうことでございます。

○**武長委員** ありがとうございます。

○**社会長** その他、いかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、次に主要課題21から25、そして行財政運営ですね、ここの議論に移ります。

それでは、関係の部長から説明をお願いします。

○**竹越福祉部長** それでは、主要課題21、障害者の自立に向けた地域生活支援の充実についてご説明いたします。72ページから74ページをご参照ください。

ここでは、障害者施設整備促進事業、小石川福祉作業所における生活介護事業の実施、障害者基幹相談支援センターの運営、地域生活支援拠点整備事業、精神障害者の地域移行・地域定着事業、以上五つの事業を通じて、障害者のニーズに応じたサービス、施設の充実を進めるほか、地

域生活支援拠点の整備については、令和3年度に富坂地区及び駒込地区に拠点事業所を開設し、現在、大塚地区での開設に向けた準備を進めております。さらに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域の理解促進が必要であることから、普及啓発をテーマに意見交換を行いました。今後も施設整備推進のため、公有地等の活用を検討するほか、施設整備費補助制度をご案内してまいります。また、地域生活支援拠点については、関係機関との連携を進め、相談支援体制の充実を図ります。さらに退院後支援事業では、4年度に実施する障害者（児）実態・意向調査の結果も踏まえながら、退院後の地域生活の中で体調が悪化した際にも、継続した支援が行えるよう体制の構築を図ってまいります。

次に、主要課題22、障害者の一般就労の定着・促進についてご説明いたします。76ページ、77ページをご参照ください。ここでは、障害者就労支援センター事業、中小企業障害者雇用助成事業、就労定着支援の推進、以上三つの事業を通じて、障害者の多様な就労機会の拡大や一般就労への移行、定着に取り組んでまいりました。今後も就労に向けて、生活面、医療面の支援を必要とするケースが増加傾向にあることから、関係機関との連携を一層強化し、地域全体で職業生活を支える取組を推進してまいります。また、企業における適切な就労環境を整えるため、職場での配慮や工夫など、職業準備期及び職業活動期において、丁寧な相談と説明を行い、就労定着を支援してまいります。

次に、主要課題23、障害者の差別の解消と権利の擁護についてご説明いたします。78ページから80ページをご参照ください。ここでは、障害者差別解消推進事業、心のバリアフリー推進事業、障害者虐待防止事業、成年後見制度利用支援事業、以上四つの事業を通じて、障害の有無にかかわらず、共に育ち合い、住み慣れた地域で生活するため、子どもから大人まで、様々な年代に対し、障害者や合理的配慮に対する正しい知識を広め、理解の促進を図る心のバリアフリーを推進してまいりました。また、障害者の権利や意見が尊重され、擁護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活が送れるよう相談支援の充実と権利擁護の推進を行ってまいりました。今後も障害者差別の解消について、改正障害者差別解消法等の内容を踏まえ、引き続き障害や障害者に対する理解の促進、障害者差別や合理的配慮に対する正しい知識を広めるための方策を進めてまいります。また、権利擁護については、引き続き中核機関における取組を通して、地域における連携ネットワークを強化し、支援を必要とする方に寄り添った支援を行ってまいります。

次に、主要課題24、生活困窮者の自立支援についてご説明します。82、83ページをご参照ください。ここでは、生活困窮者自立支援相談事業、母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業、以上二つの事業を通じて、生活困窮者や独り親家庭の父母が社会的、経済的に自立できるよう、本人の状況に応じた支援を行ってまいりました。今後も新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、社会的に孤立している生活困窮者等に対しては、支援が途切れないようアウトリーチも含めた伴走型の支援を行ってまいります。また、ホームページやチラシにより、自立支

援に関する取組についての継続的な周知を引き続き行ってまいります。さらに独り親家庭の相談支援については、収入や雇用が安定した就労につながるよう生活全般の課題に対する支援も含め、関係機関と連携した支援を行ってまいります。

最後に主要課題25、適正な医療保険制度の運営についてご説明します。84、85ページをご参照ください。ここでは糖尿病性腎症重症化予防事業、医療費の適正化、以上二つの事業を通じて、将来に向けた医療費の抑制を図るため、ジェネリック医薬品の普及や医療費に関する理解促進に取り組み、国民健康保険被保険者負担の軽減を進めてまいりました。今後も医療費通知やジェネリック医薬品差額通知等を継続して送付するとともに、状況に応じたアプローチを行うことで、自身の健康や医療費に関する理解の促進を図ってまいります。ただし、ジェネリック医薬品については、昨今の供給不足の影響により、その動向を注視していく必要がございます。また、糖尿病重症化予防事業における保健指導の参加症例を通じて、より多くの対象者へのアプローチを行ってまいります。

説明は以上です。

**○横山企画課長** それでは、続きまして、行財政運営点検シートについてご説明をいたします。お手数ですが、資料第6号をお手元にご用意ください。申し遅れました、私、企画課長の横山と申します。よろしく願いいたします。

それでは、今、お手元にご用意いただきました行財政運営点検シートでございます。「文の京」総合戦略の行財政運営につきましても、その時々々の社会情勢等を踏まえた視点から、この計画期間におきまして、四つの視点から取り組むべき内容を示しており、それぞれの視点に資する取組の直近の状況と今後の方向性を示しております。

1ページおめくりいただいて、2ページのところをご覧ください。こちら行財政運営の四つの視点が一番上から1番の区民サービスの更なる向上から始まり、一番下の4番、質の高い区民サービスを支える組織体制の構築までございます。本日はお時間もございますので、一部抜粋をしてご説明を申し上げます。

まず、3ページ目をご覧ください。視点の1、区民サービスの更なる向上について、こちら一番上にございます(1)ICTを活用した区民サービスの充実、そのうち2番目の最新技術の積極的な導入とICTを活用した行政手続の推進についてご説明します。

こちらの項目では、行政がサービスを将来的にわたって継続的かつ安定的に提供していくため、ICTを活用した行政手続の推進についての取組を記載しております。昨年度末までの取組状況ですが、こちらは令和3年度より行政手続の煩雑さの解消としまして、区民サービスの向上を図るために、引っ越しや婚姻、出生、死亡、保育等の関連の行政手続につきましても、区民の皆様が簡単な質問に答えることで必要な手続や書類等が分かる、そういった案内をする手続ガイドサイトを新たに導入しました。また、住民基本台帳システムを全国標準化という動きも見据えて、行政手続の電子化の推進に対応するため、先進的な住民異動受付システムについても検討を行って

いるところでございます。

本年度の取組の方向性につきましては、スマートフォンやマイナンバーカードの活用による申請書等の作成支援システムや、いわゆる書かない窓口システムについての検討を深めており、またコンビニ交付サービスの拡充についても検討していきます。

続きまして、視点2、多様な行政需要に対応する施設の整備についてをご説明します。9ページをご覧ください。一番上でございます(1)公共施設、そのうちその次の1、時代に即した区有施設の整備・転換と、国・所有地等の活用についてです。こちらの項目については、主に多様なニーズの変化に柔軟に対応するために、公共施設の整備の在り方や未利用の国有地や所有地等の活用等の検討状況について記載をしております。

恐れ入りますが、もう1ページめくっていただいた11ページをご覧ください。上から三つ目でございます大塚一丁目都営バス大塚支所跡地についてご説明します。こちら所有地になりますが、この所有地を活用して、事業主体であります中央大学と協議をしながら、地域活動センターや保育所、キッズルーム、育成室、また自転車駐車場等の活用を目的として、整備に取り組んでいるところです。昨年度は地上躯体工事や外装及び内装仕上げ工事に着手をしております、令和5年度の開設に向けて、今年度は大学と運用面等の協議を進めているところでございます。

では、続きまして、視点の3、財政の健全性の維持についてご説明いたします。18ページをご覧ください。中ほどでございます(4)ふるさと納税、そのうちの1、ふるさと納税の活用についてご説明します。

本区では区が推進する施策に共感し、また賛同いただいた方の社会貢献の思いを実現する視点を大切にしながら、このふるさと納税の仕組みを活用しております。昨年度末までの取組につきましては、子ども宅食プロジェクトや新型コロナウイルス感染症対策事業、またウクライナ緊急人道支援に活用するための寄附を募集しまして、各施策の財源として活用させていただいたところでございます。また、本年度の取組の方向性につきましては、引き続き子ども宅食プロジェクトをはじめとした区内外の方に共感し、賛同していただけるような施策を積極的に展開するとともに、区の課題解決に向けて、その財源としてふるさと納税を活用してまいります。

それでは最後に、視点の4、質の高い区民サービスを支える組織体制の構築についてご説明いたします。20ページをご覧ください。組織の活性化・事務の合理化のうち2番の区職員と教員の働き方の見直しのところについてご説明します。

こちらの項目につきましては、職員のワーク・ライフ・バランスの推進と合わせて、職員の業務効率の向上を推進し、長時間労働の改善を図ることで、質の高い行政サービスの創出につなげることを目的としております。ICTの活用を図り、また、ペーパーレスなどの推進や働き方の見直しを行い、また区立の保育園等におきましては、保育業務の効率化、また、教員の長時間労働の改善等の取組などを記してございます。

昨年度末までの取組状況ですが、こちらはノー残業デーの一層の徹底や年次有給休暇の取得を

促進することによって、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、また時差勤務の徹底やテレワーク等の活用促進によって、職員の超過勤務の縮減や多様な働き方の実現を目指しております。また、RPAやAI-OCR、AI議事録等の活用によって、業務改善や事務の効率化に取り組んでいるところです。さらに区立保育園におきましては、令和2年度に保育業務システムを導入し、3年度からは保護者の方がアプリから記入できる連絡帳や保護者アンケートの配信、また園で使用しております日誌等のシステム上の管理などを行えるようにし、ICT化の推進を図っているところです。また、区立小・中学校におきましては、庶務事務システムの運用を行っており、教職員の在校時間の見える化を図っております。ただ、こちらにつきましては、導入初年度のため、慣れない部分もございますが、今後、安定的な運用に努めているところでございます。

本年度の取組の方向性ですが、職員の多様な働き方の実現に向けては、引き続き時差出勤やテレワークなどの活用をし、職場環境の向上に努めていきます。また、RPA等の活用に向けては、より専門的な研修等を実施し、庁内におけるさらなる利用の拡大を図っております。さらに、区立保育園におきましては、保育業務システムのさらなる向上につながるよう、活用方法や機能の拡充について検討しております。最後に、区立小・中学校の庶務事務システムにつきましては、引き続き安定的な運用に努め、各校の教員の在校時間が明確になることで、教員同士の繁忙期などの平準化を目指し、働き方改革に取り組むことによって、より高い教育活動を推進してまいります。

こちらの説明は以上でございます。

**○社会長** それでは、皆さんのほうからご意見、ご質問をお願いします。いかがでしょうか。

岩淵委員。

**○岩淵委員** 委員の岩淵です。何点か質問させていただきます。まず1点目が糖尿病のことについてなんですけど、84、85ページの糖尿病のことについてなんですけど、文京区で糖尿病に罹患している人というのは、人数とかって把握しているのかなというのが一つと、あと生活保護の人とかで、糖尿病の方とかというのは把握しているのかというのをちょっと知りたいなというのがありまして、なぜかといいますと、糖尿病の薬って、今、若者の中でダイエット薬として結構流通されていて、大手の、テレビでCMしている美容外科で、薬で言うとアカルボース、フォーシーガ、あの辺りというのが、ダイエット薬として、美容外科やそういうところで販売されているんですね。それで若者がそういうところで自費診療で購入して飲んでいたりする現状がありまして、北海道でこの間、若い女性を殺してしまった事件があったと思うんですけど、その人も生活保護の人で、お薬を売っていたというふうに、サインバルタという鬱の薬を販売して、お金にしていたというふうにニュースにあって、糖尿病、医療費の保険制度の部分で、そういう糖尿病のお薬というのは、ただ糖尿病の人が飲むのではなくて、そういうビジネス的なところでも流通しているところがあるので、行政として、そういう把握とか、もしもしていたら、結構罹患しやすい病気なので、教えていただきたいというのが一つ。

あと障害者差別の推進グッズの件で、主要課題23なので、78ページと79ページなんですけども、障害者差別解消周知啓発グッズというのは、具体的にどういうものかというのと、配付方法というので、対象者はどういうふうな人に配っているのかなというので、というのが思ったんですね。なぜかという、私の年齢の障害者差別という、例えば目が見えないとか、そういう肌が黒いとか、肌が白いかそういうこととか、外国人とかいろいろあるんですけど、うちの父、73歳なんですけど、あとご高齢のお医者さんとかって、言葉による差別用語とかがあって、例えば失礼な話、知恵遅れとか、クロンボとか、そういうふうなことを言ったりとかしているんですね。なので、そういう障害者差別とittedただけでも年齢によってニュアンスとか理解が物すごく違うなというところが、医療の現場で働いている自分からするとすごくあって、患者さんにもそれは差別発言だからそういうことは言うとはよくないですよとかって言ったりとかもしますし、若い患者さんにもそういうのは差別的なことですよというところで、ニュアンスが違うんだなというふうになっちゃうので、そこを知りたいというのと、ですかね。この2点を教えていただければと思います。

○**社会長** それでは、事務局、お願いします。

○**中島国保年金課長** それでは、最初に糖尿病の関係を国保年金課長の中島のほうからご説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、糖尿病に実際かかっている方の人数というのは、申し訳ございません、行政のほうでは把握はしてございませんが、現に人工透析をしている方というところであれば、一定程度把握をしているところはございます。月平均で多い月、少ない月がありますけど、年間を通して、令和3年度でいうと、約128名になっています。昨年、令和2年度ですと、やはり128名、令和元年度だと約122名という形で、人工透析をしている被保険者数につきましては、そういう形で数字を押さえているところでございます。

また生活保護の方につきましては、今回この保険に加入している方という形になりませんので、この数字については把握をしてございません。

逆に薬が売られているということにつきましては、実は糖尿病以外にも例えば睡眠薬だとか、抗うつ剤だとかというものが売買されているということは、我々も承知してございますので、そこについては、別のフィールドで適正な服薬というところで今、対策を考えているといったところでございます。

○**大戸生活福祉課長** 生活福祉課長のほうからちょっと1点付け足させていただきます。今、国保年金課長のほうから答えさせていただいたんですけども、実は生活福祉課では、生活保護利用者の方につきまして、成人病の予防と改善ということで、健康管理支援事業というのがスタートしております。保健師が対応しているところではあるんですけども、そういった中で、関わりが深くなっておりますので、薬のそういった売買というんですかね、渡しということが今後ないように、周知を図っていきたいというふう考えております。

○橋本障害福祉課長 続いて、障害者差別解消周知啓発グッズについてお答えいたします。グッズは3種類ありまして、一つ目がかかるたです。これは遊びを通じて、理解を学べるような内容としておりまして、対象は区内の小・中学校と幼稚園としています。これは私立学校も含まれます。二つ目は日めくり卓上カレンダーです。こちら毎日繰り返してめくっていくことによって、理解を深めていくようなことを狙いとしておりまして、こちらは一般区民や企業に向けて配付しております。3点目がクリアファイルでして、こちらは点字や指文字の五十音表記を学べるような内容となっております、こちらは区内の小・中学校、私立を含めて配付するようにしております。

以上でございます。

○竹越福祉部長 数字はさっき国保年金課長が言ったとおり、把握していない部分が多いんですが、令和2年12月末に議会答弁で、国保の加入者の中で糖尿病患者数が3,364人という数字で答弁していることがありますので、言えばその近辺なのかなと。そのときに人工透析は126人と書いてまして、先ほど国保年金課長のほうがほぼそれに近い数字を言っていましたから、国保加入者の中でいうと、そのぐらいなのかなという、単なる参考にしかありませんが、よろしければ参考にしてください。

○社会長 どうでしょう、岩淵委員、何かありますか。

○岩淵委員 数字があると、大体区民がこれぐらいいて、これぐらいの人が糖尿病で、透析の人が意外と文京区もいるんだなというところがあって、すごい理解できました。障害者の今のかると卓上カレンダーもとてもいいと思うので、やっぱり小さいときから障害者のそういう言葉だったり、そういう認識というのがすごく大事だと思いますし、あまり路上とか広告とかって、差別的なものがあってもスルーされていたりとかしたりするので、そういう再認識するという部分でもクリアファイルと卓上カレンダーとかるたはいいなというふうに思いました。

以上です。

○社会長 その他、いかがでしょうか。

それでは、白土委員、何かありますか。いいですか。

武長委員は。

○武長委員 質問というより、ちょっと感想というか、何でだろうという話なんですけど、主要課題23番の94の障害者虐待防止事業なんですけど、相談・通報件数が何かすごく減ったなと思って、令和2年、ちょうどコロナに入ってからだと思うんですが、16、24と来て、7、8となっているので、これは何で減ったんだろうなとちょっと思っていて、ほかの自治体の統計とかを見てみたんですけど、すごく全国的に下がっているとかということは特になくて、児童虐待とかむしろ潜在化したんじゃないかということで、通報は増えているような傾向があるのが読み取れたんですが、なぜ我が区はこんなに減ったんだろうとちょっと思っていて、何か分析とかもしているのがあったら教えてください。なかなか分からないと思いますけど、それが1点です。

あと、これもちょっと分からないのでむしろ教えてほしいんですが、総合戦略、行財政運営点検シートのほうの（４）番の指定管理者制度、業務委託の活用のところなんですが、基本的な考え方で提供手法の検討に当たって、指定管理者制度、業務委託等、各種手法の特徴や効果を考慮した上でと書いてあるんですが、指定管理者制度と業務委託制度のそれぞれのデメリットとメリットの使い分けですよね。これについて、区のほうで何か指針とか、こういう発想の下に切り分けてやっているみたいなことがあれば教えていただければと思います。

○**社会長** それでは、事務局、お願いします。

○**橋本障害福祉課長** 障害者虐待の相談・通報件数が令和２年度、３年度と減っているというところでございますけど、前年度に比べてですけれども、内容について、特に理由を分析しているところではございませんが、一般的な傾向として、相談というのは、日中活動を通じて起きた出来事に関して相談するということが見られますから、この令和２年度、３年度はコロナ禍ということで、日中活動そのものが制限されているということもあって、件数としては少なかったのかなというふうに考えております。

○**武長委員** ありがとうございます。すごく参考になりました。ただ、そうすると、本来虐待があるけれども、日中活動という発見の場が減ったことで、より潜在化してしまって、逆にアウトリーチの手段を何か考えなきゃいけないよねという、こういうことになってくると思いますので、何かちょっと工夫しないと駄目ですよ。そういうことですよ、ありがとうございます。

もう一個のほうもお願いできればありがたいです。

○**横山企画課長** では今、２番目にご質問いただきました指定管理者及び業務委託等の活用についてでございます。制度そのものご説明になると思いますけれども、指定管理者制度につきましては、区の施設等の運営につきまして、管理権限を事業者のほうに託して行うものとなってございますので、一定その指定管理者となる事業者の裁量でもって施設の運営が図られるといったような部分がございます。またその運営期間については、最初の契約のタイミングによりまして、もおおむね３年から５年と一定期間をお願いができるということもあわせて、施設の自由度が高まって、さらなる事業者のノウハウの活用とか、そういったものが望めるということで活用を進めているところでございます。

一方、業務委託につきましては、基本的には区の事業の内容をしっかりと推進してもらって、事業主体は区であるといったような形になりますので、民間事業者の自由度という点では、指定管理のほうには劣るものと、一定区が決めたことについて運営をしていただくという形になりますので、そういった意味で使い分けをさせていただいております。

○**武長委員** ありがとうございます。文京区地域包括支援センター、４法人に委託されていると思うんですが、これは業務委託でしたっけ、指定管理でしたっけ、すみません。

○**社会長** 事務局。

○**宮部地域包括ケア推進担当課長** 業務委託となっております。

○武長委員 ありがとうございます。これ結構、何か、ほかの自治体だと指定管理で運営しているところも結構あると思うんですが、さっきのご説明いただくと、むしろ事業所側のノウハウかを一定の年数生かして、割と対応できるみたいな意味では、指定管理も割となじむんじゃないかと思いますが、あえて業務委託にしている理由って何かあるんですかね。

○鈴木地域包括ケア推進担当部長 よろしいでしょうか。箱（施設）の管理がないんですよ。指定管理事業として、箱の運営、相談業務はあるんですけど、箱を使って何かをやったりというところがないんです。ただ、業務委託の内容ももともと普及啓発とか相談とか、かなり幅広いことをお願いしていますので、そういった意味では、業務委託でありながら、そのところも兼ね合いを見て話をして、フィードバックしてもらった報告を次の契約に生かしていくということはやっております。運営委託のところは、指定管理はちょっと箱の管理がないというところで難しいのかなと考えているんですけれども。

○横山企画課長 すみません、補足させていただきます。指定管理のほうで専ら行われているのが、施設全体の管理も含めた形の運営になりますので、区が指定する事業等もちろんあるんですけども、それ以外に事業者が自主的に行って、施設の有効活用を図るという観点で、指定管理にする意味合いが出てくるといったようなところで、今、箱物とありましたが、いわゆる建物の管理とか、会議室とか、そういったものの管理については、指定管理のほうで行うことについて、区として進めているといったような状況です。

○武長委員 ありがとうございます。

○社会長 業務委託と指定管理は似たように使うと似たような効果を発揮しないようなこともあるので、重なるところもあるんですけど、一つ、今の話題になっていない中で言うと、指定管理は行政処分なので、行政措置なので、いわゆる委託契約じゃないんですよ。だから、何かいわゆる一般競争入札とか、そういう制約がかからないんですよ。だから一定の業者に対して、やり続ける業者に対して、もちろん競争原理が働くような形で、指定管理業者を決めるということになっていますけど、いわゆる競争入札の世界とは別の世界で特定のノウハウのある団体に一定の期間を経ながら、継続的に任せやすいというメリットが一つあって、一方、委託契約はあくまでも随契だとしても、委託契約なので、契約の基本原理がかかってくるというところはもう一つ違うところになりますね。ですから、長い目で見ると、委託契約をしているか、指定管理をしているかによって、当該業者のノウハウですとか、場合によっては内部留保の確保ですとか、そういうのに差が出てくるかもしれません。だから、少し長い目で注視して見ないと、どちらが効果的なのかというのは、分からないところがあって、一般には指定管理のほうがいわゆるノウハウを生かして、継続的に業務しやすいというふうと考えられるということじゃないでしょうかね。

○武長委員 ありがとうございます。

○社会長 その他、いかがでしょうか。

それでは、田辺委員、お願いします。

○田辺委員 ありがとうございます。田辺です。

私が、ちょっと少ない知識の中でというか、一つ障害者の方ですとかの差別防止ということと言いますと、先ほどお話もありましたが、年代別によって何が一体差別に当たるのかという感覚というのが、やはりまちまちでありますよねという中で、やっぱりそういうマインドセットを変えていくのって、意識改革って物すごく大変なんですよね。そういうときにどうしても、あまりいい言い方ではないですが、なかなか変わらない人を何とかしようとするよりは、柔軟な人を、こういうことはいけないよねと、本当にフラットな世の中をつくりましょうというマインドセットを作っていくって、そういう人が多数になっていくと、だんだんと、僕が言っていることはちょっとおかしいのかもしれないという形で、気持ちが変わっていくというふうな、そういう取組をすることがあります。ですので、もしかしたら小学生の子どもたちとか、幼稚園の子どもたちに普通にオリンピックもいいタイミングだったと思うんですよね。こういう人たちも世の中において、全然皆さんと変わらない人間としてという失礼ですけども、社会の一員として、どんどん活躍できる方々ですよということを当たり前のように目にすることで、何か差別するほうがおかしいというか、差別というよりも区別するほうがおかしいという感覚を身につけていただくというような取組があってもいいのかなど。拝見していますと、パンフレットですとか、そういった媒体を介してのということもあると思うんですけれども、もう少し現場に出向いて、小学生の子どもたちとか、幼稚園の子どもたちと一緒にそういう方々が活動できるようなイベントが、もしかしたらあってもいいのかなどと思って拝見しておりました。

それから、主要課題25のところの糖尿病のところなんですけど、大変失礼を承知で申し上げますと、人数が分からないで、何でこの600万円という予算が組めたんだろうということもあつたんですが、3,000人ぐらいの糖尿病の患者さんがいるので、この重症化予防ということで、600万円の予算をつけて、こういった予防の啓発活動とか、フォローアップをしましたということ、数字が聞けたのでちょっと安心しました。

透析に入ってしまうと、もうあとは透析を続けていかれるか、腎臓を移植するかという選択肢になってしまって、でも透析が始まると、医療費がものすごい額ですよ。国保に与える影響というのは、ものすごく大きくなると思うので、この今3,364の方が透析にいかないためにということで、ぜひ今後、ご活用いただきたいと思うのが、今回、ウェブによる遠隔面談というのが、あまり件数がそこまで伸びない、3年度は19件まで伸びましたということなんですけど、国のほうでもオンライン診療というのをこのコロナ禍もあって、だいぶ法改正もして、オンラインでの面談というか、先生との診療というのが、だんだんオープンになってきておりますので、もう本当に3,000人の方を何とかこれ以上悪くならないような形で、フォローアップをしていただけるといいのかなど。糖尿病の患者さんって、本当に軽度の方ですと、本当にきめ細かな食事指導をされると、比較的投薬量が減ったりとか、もしかしたら、薬も要らなくなるというような方もちょっと私の周りでもいたりもしますので、いかに早く介入して、悪くならないよう

にするかというところもポイントになるので、ここはやっぱり今のタイミングですと、オンラインによるフォローというのが非常に重要になってくるのかなと思って拝見しております。ぜひその辺りもご検討いただければと思います。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**中島国保年金課長** 数については大変失礼いたしました。

まず、糖尿病、確かに年間お一人当たり500万ぐらいかかると言われていますので、やはり保険に与える影響というのは相当大きいものと考えてございます。この人数ですと大体6億ぐらいにはなってしまうというところもございますので、今後、糖尿病の方たちをいかに重症化させないかということと、あとは特定健診の段階で、そもそも糖尿病にさせないといったところが重要かなと思っています。ただ、糖尿病はどちらかということ、生活習慣の積み重ねというところもございまして、実際、我々でも取り組んでいるのが、数値としては少し問題になる数値が出ているんですけど、そもそも病院に通われた形跡がない方を早く医療機関につなげるということと、あと逆に医療機関とタイアップしながら、いろんな情報を共有しながら、その方の健康指導とか、保健指導についてやっていきたいと考えてございます。実際問題、オンラインでの面談というのは確かに有効だと思います。実際受ける方も、病院まで行ってとか、役所のどこかの場所まで行って直接対面でやるというよりは、オンラインのほうが気軽に受けていただけるのではないかと期待も込めているところでございますが、なかなか自分の生活習慣に踏み込まれるところが、難しいところもございますので、そこは丁寧に根気強くやっていきたいと考えているところでございます。

○**竹越福祉部長** 今の田辺委員のご質問にちょっとイメージを膨らませていただくと、先ほど私のほうで数字をお答えさせていただきましたけれども、人工透析が令和2年12月末の現在で126人いるんですが、その中で、糖尿病が原因とみられる方は76人で、約6割ということになります。それと透析にかかった医療費、これは国保のことだけなんですけど、医療費はちょっと古くて恐縮なんですけど、令和元年度分として、約6億4,800万かかっているということですので、おっしゃるとおり、この部分を減らせれば、国保料にも影響を与えるかなというふうには思っております。

○**橋本障害福祉課長** 障害者差別解消に関してお答えいたします。先ほど年代によって考え方がまちまちであるようなご指摘がございましたけども、文京区におきましても、東京パラリンピックを契機として、特に子どもたちを中心に理解を深める取組というものは行っておりまして、子どもたちが参加すると、保護者の方も一緒に理解を深めることができるというような形で、障害者理解を広げていく取組を地道に続けていくということが最も大切なことだというふうに考えております。

○**社会長** 田辺委員、いかがですか。

○**田辺委員** ありがとうございます。ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

○**社会長** 今いろいろ一通り議論がありましたけど、23区だから、国保料自体は23区一緒ですよ。

○**中島国保年金課長** 原則23区一緒ですが、一部の区だけ独自で設定しているところはございます。

○**社会長** なるほど。それこそ人工透析の話は小さい普通の町とか村で、人口が少ないところでも5人でも6人でも透析患者が出ると、本当に目に見えて国保料が増えるというので、だいぶ差が出ないように調整しているんだけど、結構大変だったんですけど、そのところは23区は恵まれていて、23区で一部事務組合を作っているの、全体でカバーするようになっているので、ある意味ではちょっとぐらいどこかの地域でいっぱい出ても、それがその区に非常に大きな影響が出る構造にはなっていないですね。

○**中島国保年金課長** 実は国保の制度が少し変わりました、財政的な基盤は、東京でも自治体によってすごくまちまちなものですから、財政基盤を東京都で広域化しているところがございます。ただ、それでも保険料に対する人工透析の重さというのは、ものすごく重いということもございます。そのため、透析に関しては、今、保険料も厳しいですし、医療費も厳しいということもございますので、オールジャパンで、国のほうからもそこを重点的に、何とか下げられないかということ、厚労省が旗を振りながらやっているということもございまして、我々としても日々努力をさせていただきたいと考えているところでございます。

○**社会長** おっしゃるとおり、財政的にはセーフティーネットもあるんですけど、そこに甘えることなく、規律よく一生懸命やっているということをおっしゃっているということですね。

それでは、坂田委員、いかがですか。

○**坂田委員** 主要課題21番の障害者の自立に向けた地域生活支援の充実というところで、74ページの真ん中の障害者基幹相談支援センター等における相談実績というところを見ると、この点線の地域生活支援拠点の非常に相談件数が急激に増えているようなんですけども、まず基幹相談支援センターと地域生活支援拠点との連携が現場でどのように行われているかというのが1点聞きたいことと、あと実際、役割分担というか、相談内容に応じて役割分担されているのかなというふうにも思うんですけども、この辺りを教えていただければと思います。

○**橋本障害福祉課長** 基幹相談支援センターと地域生活支援拠点の相談のことでございますが、相談される方の内訳を見ますと、ご本人という場合が大体全体の3割ぐらい、親族が1割であるとか、あと区役所もありますし、最も多いのは関係機関で4割ですね。そういった形で様々な相談が入っているわけなんですけども、相談自体は基幹相談支援センターと地域生活支援拠点のどちらでも受付をしております。中でも基幹相談支援センターで受け付けた相談のうち、より身近な地域で支援対応を継続したほうが適している場合ですとか、あとは相談者は特定の方で、支援の方向が定まっているような場合などは、基幹相談支援センターでなく、地域生活支援拠点に移していくということがあります。また反対に地域生活支援拠点で受け付けた相談であっても、

対応が極めて多岐にわたるような場合には、基幹相談支援センターが担うこともありますし、役割分担によって、効果的に支援ができるように取り組んでいるところです。いずれにしても、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点だけで解決する相談ばかりではありませんので、その他関係機関との連携が大切だというふうに考えております。

○坂田委員 ありがとうございます。関係機関が4割ですか、非常に多いというのは、私もびっくりしたところで、実は昨日も関係者を集めたケースの方針を決めるような会議がありまして、社協が主催でやったんですけども、やっぱりそこに実は地域生活支援拠点の方が事例提出者としておいでいただいて、委員には基幹の相談支援センターの方がいて、ケースの方の方針だとか、いろんなことを話し合った会議だったんですけども、支援拠点ができたおかげで、さらに相談がしやすくなったというか、障害者の方、身体の方だけじゃなくて、やっぱり精神的な障害をお持ちの方も多くて、非常に対応をこれまで苦慮しているところがあって、そういったところでは拠点ができたおかげで、かなり相談しやすくなったとか、私どもの職員のほうの負担も軽減されたのかなと感じておりますので、これからもよろしくお願ひしたいなと思っております。

以上です。

○社会長 よろしいですか。

○大戸生活福祉課長 会長、すみません。

○社会長 どうぞ。

○大戸生活福祉課長 先ほどのお答えした内容で、一部修正を入れたいんですけど、よろしいでしょうか。

○社会長 どうぞ。

○大戸生活福祉課長 先ほど武長委員のほうからのご質問にお答えした内容で、一部修正を入れさせていただきたいんですが、私、障害者の生活保護を利用されている方で、障害者の方については、障害年金を、手帳の障害等級1、2級の方で、または手帳をお持ちの方が障害年金をそれを一部充てる、必要に応じて充てているということをお答えしたと思うんですが、そういった方には障害者加算というのが付与されますので、その一部を必要に応じて充てているということで、大変申し訳ございませんが、修正させていただきます。

○社会長 大切なことですね。

その他、いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○岩渕委員 委員の岩渕です。ちょっと今後このソシエティー5.0……。

○社会長 Society 5.0ですね。

○岩渕委員 ごめんなさい。で、うまくそれを活用するに当たって、資料第6号、20ページのところの保護者がアプリから記入できる連絡帳や保護者アンケートの配付って下のほうの文章にあるんですけど、何かそういうのを、さっき議題であった地域包括ケアの課題であったところの

くすのきの郷とか、白山の郷とかあの辺の特養のほうにも何かこういうのが生かせられたら何かいいのかなというのがちょっと思いまして、私が働く病院もよくこの施設、くすのきの郷とか白山の郷の方とか入院されるんですけども、結構情報とかお薬のこととか、そういうことが分からないのと、やっぱり施設職員の方も入ったばかりだとか、長く入院されていると膨大な資料になってしまうので、何かその部分でこういうアプリとかそういうのを活用できると、区でやられている特別養護老人ホームの活用も何かうまく、言葉が悪いですけど、管理というか、全体的な管理もしやすいとか、患者さんも入居者さんも管理しやすいですし、何かあったときにも対応しやすいのかなと思いました。

以上です。

**○社会長** 事務局、いかがですか。

**○阿部介護保険課長** 介護保険課長です。

今、ご提案のそういったアプリとかそういったところは確かに導入されていない部分かなと思います。従来からの手法等で運営を継続されているというところで、その分はちょっとアナログという部分があるかだと思います。その先進事例というところは、既存の運営法人からすると、ちょっと手が届きにくい分野かもしれませんが、そういったところをまたこちら情報収集しながら、そういった事例も参考にしながら、必要に応じて、いい事例があれば情報提供して、そういった検討のほうに促せたらというふうには考えてございます。ありがとうございます。

**○社会長** それでは、今の点に関して、私も二つお伺いします。ICTを活用した区民サービスの向上、特にIT、特に一番ICTで重要なことは職員が楽になるということもやっぱり区民サービスが向上になるという原点を忘れるとなかなか大変なので、まさにこれも正面から掲げて、適切な課題設定だと思いますし、割と東京の文京区もそうかもしれませんが、韓国のソウル市の江南区だとか、あとワシントンD. C. 近郊のベテスダ区だとか、世界の比較的暮らしやすいと言われている自治体で、同様にどのぐらいICTが使えるかというのが、グローバルなサービス競争みたいになっていたりするところもあるので、区民を置いてけぼりで競争してもしょうがないんですけど、どう快適に使えるかというのがやっぱり文京区の真価が問われるところだと思うんですね。

それを前提に考えた場合に二つ課題が私はあると思っていて、一つはこのSociety 5.0も、まさにこれも国のキャッチフレーズなんですけど、区民に密接なサービスが多いので、文京区がやるサービスだとか、東京都が仕切るというよりも、国全体で標準化して、その中に歩調を合わせてやらなきゃならないものが結構な比重があって、これをどの程度、区で独自に頑張れるかというのはなかなか難しいところだと思うんですよ。公会計制度も東京都は独自で頑張りましたが、結局宙に浮いちゃって、なかなかいっぱい手数をかけた割には、あまり使われていないというものもあるかもしれません。そうした中で、全国の中で一緒に頑張るというもの以外に、文京区として頑張って、文京区の味が出て、しかも将来無駄にならないとか、本当

に区民も職員も喜ぶと、こんなようなものがどんなものがありそうなのかというのが一つですね。

それから、これに関連して、②の例にちょうど戸籍住民課の窓口の例が出ていますが、これ、私から見ると、非常に対照的で、住民課はマイナンバーもあって、設備やハードなんですけど、それでも結構オンラインに前向きというか、オンラインの最前線にあるとすると、戸籍が全く旧態依然として全体で見ると、アナログとオンラインが協働して、全く効率化が図れないんじゃないかと。こうした中でどういうサービスを組めばいいかというのは、結構みんな苦労されているようなところがあると思うんです。これ、文京区の中でどういう努力、工夫をされているかというのが2番目ですね。

それからこれに付随すると、3番目に今の福祉施設でのアプリの利用の話もあったんですが、最後、全部オンラインで完結するとなると、一番協力してもらわなきゃならないのは、区民の方になるんですよね。つまり全部電子入力してくれれば、もう職員も便利だし、使っている本人も便利なんですけど、やっぱりアナログじゃなきゃ駄目だという人がいると、そのアナログが全部残ると、今度はずっとアナログと電子が共存すると。これは職員から見ても一番何か不平の出るやつで、しかも住民から見ても、両方やるので、どっちがどうなのか分からなくなっちゃって、結局二重手間になって、経費もかかるし、比較的ダブルチェックも必要になって、面倒くさくなったりすると、これをどうすればいいかというのが、対区民で結構大変なところだと思うんです。この三つ、この中でさらなる向上に即してどんなことを留意された上で、交付数の拡大なり、ICTの利活用を考えられているのかお聞かせいただけたらと思います。いかがでしょうか。

**○横山企画課長** 企画課長の横山です。

今、非常に大きい課題としては認識しているところではございます。区役所のほうもDXを進めるといったような状況で、現在、非常に前向きにかなり先進的な取組になればということで取り組んでいるところではございますが、皆さんもお気づきのように、行政というのは、非常にアナログで成り立ってきたという歴史がございますので、そこを転換させるということについては、かなり大きな力を用いているというところはございます。そういった中で、今お話がございましたが、職員の負荷の軽減も含めた形で、区民サービスがいかに向上できるか、マンパワーの有効活用というところも含めて取り組んでいるところにおいては、今回、お示しをさせていただいた20ページのところにはございますが、RPAやAI-OCRといったような、そういったものの取組、どちらかという、まずは内部の事務的な改善の部分、こちらについては、鋭意進んできているところがございます。そういったところを通して、マンパワーの充実を図ってきているところがございますが、ご指摘があったように、今後、さらに皆様にもこういう状況が波及していくような、例えば窓口の申請手続のあり方であるとか、そういったところが今、波が来ているような状況ではございます。

そういった中ではちょっと誤解を招いてはいけないんですけども、例えば先ほどお話があった保育園のシステムの導入、こちらについては、対象となる方が園児さんの保護者の方になります

ので、一定社会的なニーズもあり、そういったことに導入することについての軋轢も少ないといったようなところから、アプリの導入というのが前向きに進んできたという経緯がございます。そういった意味では、最後にご指摘があったように、区役所の行うこと、全ての区民の方に等しくしっかりとしたサービスが行き届くということにおいては、全てをデジタルで賄える状況になっているかどうかというのは、まだ非常に課題がありまして、多くの方、デジタルに精通されている方以外にも全ての方が対応できるようにとなると、やっぱりアナログの対応も並行して行わなければならない。今その辺りは逆にご指摘があったように、職員の負荷も増えていると、二つの手法を両立させるといったようなところについては、今、課題はあると認識しておりますが、ただ、まだ方向性として、何か定まっているというようなものはなく、場面場面、相手方の状況であるとか、区役所の仕事の内容であるとか、そういったところを見ながらデジタルに置き換えられる部分は置き換えつつ、アナログも含めて対応するところは対応しているといったような状況でございます。なので、DXの推進という形でお示しはしてございますが、一気に全てがそういった世界に変わっていくということではなく、どちらかという、しっかりと区民の皆様へ寄り添った対応ができるというところを基本に考えて、その場面に応じて、必要なツールを活用していくという流れで今進んでいるというふうに認識しております。

**○社会長** 以上、大体本日の審議時間となりましたが、皆さん、よろしいでしょうか。

皆さんにバランスよく様々な視点からご意見をいただきまして、とても中身の濃い議論を本日もできたものと考えております。

それでは、最後に次第の3になります。これが本年度の今回が最後の開催になります。今回、分科会方式を取って、少人数になりましたけど、そのおかげで結構密度の濃い議論もできたと思っています。多分、来年度はコロナ縛りもだいぶ解けるのではないかというふうに思っているんですが、以前のように、大部屋の中で一堂に会して議論をすると、やっぱり単純に言うと、今日ほど発言できないということもあって、今回、少人数でやってみると、いろいろ皆さんに時間があれば、いろいろな意見がたくさん出るということも分かりましたので、比較的少人数の中でしっかり議論をするということもあり得るので、今後この協議会自体がどういう審議体制を取ればいいのかというのは、一度今回の結果も見ながら、事務局のほうとも相談しながら、しかしせっかくなので一過程を経てきていますので、審議の内容がさらによくなるような方向で、改革していきたいというふうに思います。

今回この部会、少人数で関係者の方もおりましたが、公募の方も含めて、いろいろな視点の人が少人数の中で議論できましたので、そういう意味では非常にうまく構成できたのではないかとこのように思っているところであります。ありがとうございました。

以上を踏まえまして、進行を事務局へお返しします。

**○横山企画課長** それでは、事務局からいくつかお知らせをさせていただきます。

熱心なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。一方で、今回の会につきま

しては、議題を絞った審議となっております。ですので、本協議会におきまして、審議ができなかったこと、またそのほかのジャンルにつきまして、ご意見がございましたら、第1回目のおきにお配りしております意見記入用紙、こちらのほうにご意見を記入いただきまして、11月9日、水曜日までに事務局のほうまでご提出をお願いいたします。また、今、用紙のほうは紙でお配りしておりますが、紙でもデジタルでも対応いたしますので、メール等で任意の様式で、直接メールでお書きいただいても対応できますので、よろしくお願いいたします。

また、お寄せいただきましたご意見につきましては、所管課のほうに伝えさせていただきつつ、今後の参考とさせていただきます。なお、本協議会の会議資料にもなりますので、公開の対象になりますので、ご了承ください。

それから、本日の会議録につきましてですが、こちらも委員の皆様にご確認いただきますので、後日郵送、もしくはメールのほうで送らせていただきますので、皆様にご確認をお願いしたいと思います。確認が終わり次第、区のホームページ等で公開をさせていただきます。

それでは、これをもちまして、協議会のほうは終了となります。本日の資料につきましては、どうぞお持ち帰りいただければと思います。それでは、次年度の協議会もよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。